

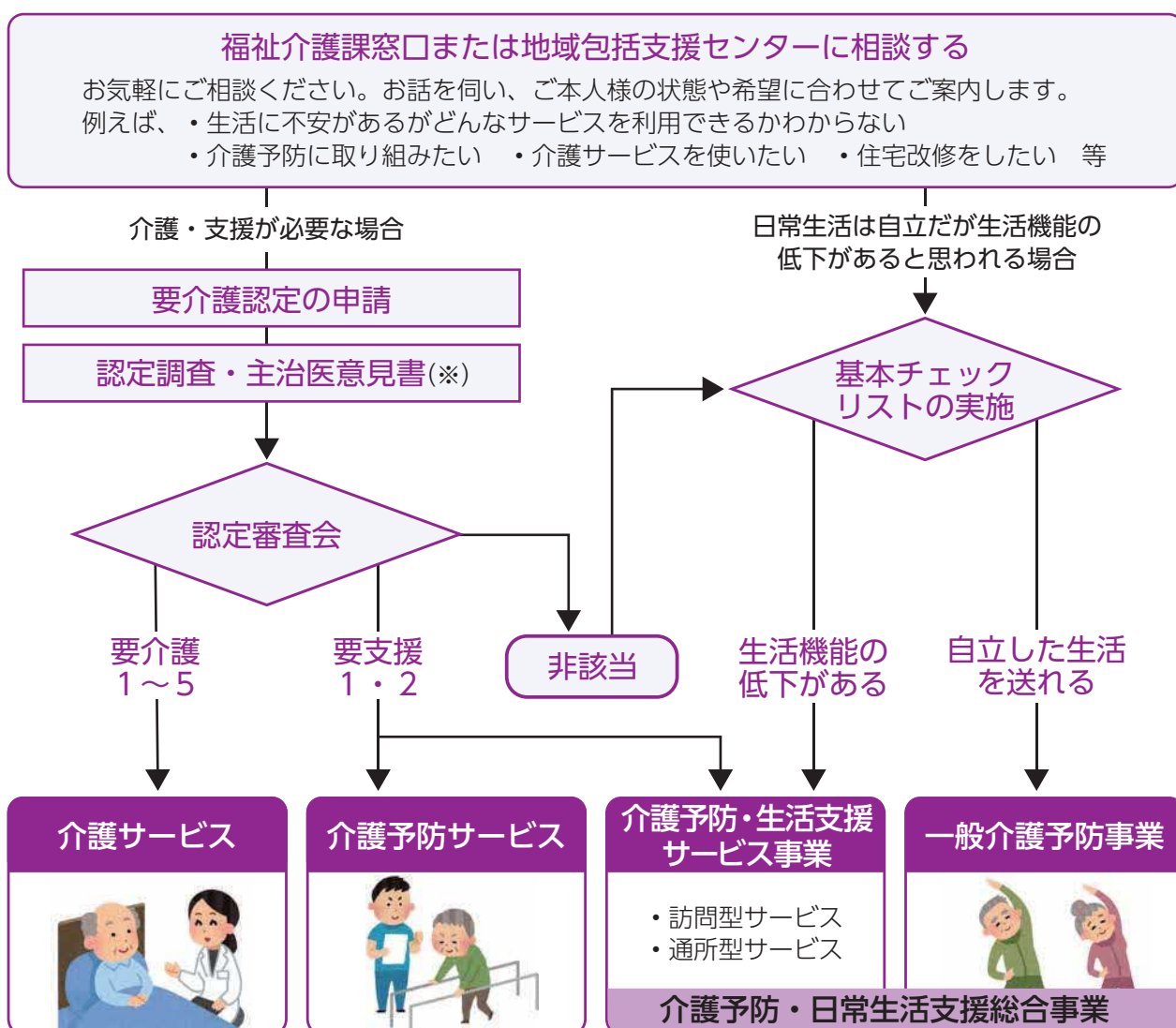
「介護(予防)サービス」「総合事業」 を利用するためには



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

65歳以上の方の「介護や支援」「介護予防」のために、「介護保険」「介護予防・日常生活支援総合事業」という制度があります。日常生活に困ることや不安が出てきたときは、まずは福祉介護課・地域包括支援センターにご相談ください。

※40～64歳の方で「特定疾病」により介護や支援が必要となった方は「介護保険」のサービスを利用することができます。



※**認定調査**…職員が自宅を訪問し、本人と家族などから聞き取り調査などを行います。

※**主治医意見書**…医療機関を受診していただき、意見書の作成を依頼します。

総合事業とは

要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防するために利用できるサービスです。要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。